

大口町告示第59号

大口町公用車貸出に関する要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和6年5月10日

大口町長 鈴木雅博

大口町公用車貸出に関する要綱の一部を改正する要綱

大口町公用車貸出に関する要綱（平成２６年大口町告示第６８号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「尾張小牧５０２は１９７」を「尾張小牧４８０せ３５２３」に改める。

第５条第１号中「大口町の休日を定める条例」を「青色回転灯装備車以外の貸出公用車については、大口町の休日を定める条例」に改め、同条第２号中「午後６時」を「午前８時３０分」に改める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

大口町公用車貸出に関する要綱の一部改正新旧対照表

新	旧
(貸出公用車) 第2条 略 (1) 略 (2) 青色回転灯装備車（登録番号 <u>尾張小牧480せ3523</u>、尾張小牧480け654、尾張小牧480け98及び尾張小牧480す761） (3)・(4) 略 (貸出日及び貸出時間) 第5条 貸出公用車の貸出しをする日及び時間は、次のとおりとする。 (1) <u>青色回転灯装備車以外の貸出公用車については、大口町の休日を定める条例</u>（平成元年大口町条例第19号）第1条に定める町の休日（同条第3号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで (2) 青色回転灯装備車については、前号のほか大口町の休日を定める条例第1条第3号に掲げる日以外の<u>午前8時30分</u>から午後9時まで (3) 略	(貸出公用車) 第2条 略 (1) 略 (2) 青色回転灯装備車（登録番号 <u>尾張小牧502は197</u>、尾張小牧480け654、尾張小牧480け98及び尾張小牧480す761） (3)・(4) 略 (貸出日及び貸出時間) 第5条 貸出公用車の貸出しをする日及び時間は、次のとおりとする。 (1) <u>大口町の休日を定める条例</u>（平成元年大口町条例第19号）第1条に定める町の休日（同条第3号に掲げる日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで (2) 青色回転灯装備車については、前号のほか大口町の休日を定める条例第1条第3号に掲げる日以外の<u>午後6時</u>から午後9時まで (3) 略